

- 五 野球、ゴルフ等の練習用ネット。
 - 六 各種アンテナ及び音響機器等。
 - 七 動物の飼育小屋、鳩小屋等の小禽舎。
 - 八 消防法上の避難通路としての妨げとなる物品。
 - 九 その他管理組合が設置を禁止した物品。
- 3 使用者は、専用庭で次の行為を行ってはならない。
- 一 多量の土砂の搬入・搬出。
 - 二 危険物の貯蔵。
 - 三 ごみ、枯れ葉等の焼却、焚き火、バーベキュー、その他煤煙・臭気を発生させる行為。
 - 四 家屋、倉庫、物置、サンルーム等の工作物を設置又は築造すること。
- 4 その他、管理組合及び管理受託者の指示に従うこと。
- (細則の改廃等)
- 第4条 本細則の改廃は、総会の決議による。
- 2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

附 則

(本細則の発効)

- 第1条 本細則は、規約が発効する日から効力を発する。

来客用駐車場使用細則

来客用駐車場使用細則

アクアステージグランアルト越谷レイクタウン管理組合（以下「管理組合」という。）は、来客用駐車場の使用に関し、アクアステージグランアルト越谷レイクタウン管理規約（以下「規約」という。）第18条（使用細則等）に基づき、次のとおり来客用駐車場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（使用者）

第1条 来客用駐車場を使用することができる者は、原則として区分所有者若しくは同居人又は占有者並びにそれらの来訪者（以下、「使用者」という。）に限るものとする。

（使用責任者）

第2条 来客用駐車場の使用申込み手続き等については、原則として区分所有者若しくは同居人又は占有者（以下、「使用責任者」という。）が行うものとする。

（使用の原則）

第3条 来客用駐車場は次に掲げる目的の為に使用できるものとする。

- 一 使用者が車輛等を一時的に駐車する為に使用する場合。
- 二 管理関係者が維持管理・点検・修繕のために使用する場合。
- 三 管理組合が業務上使用する場合。
- 四 その他、理事会が承認した場合。

2 来客用駐車場は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- 一 公序良俗に反する場合。
- 二 管理運営上、支障をきたす恐れがある場合。
- 三 使用責任者あるいは使用者のいずれかが他の使用者から金銭を徴収する等、使用者の営利を目的とする場合。ただし、主に本マンション居住者を対象の有益な企画であると理事会が認めた場合はこの限りでない。
- 四 本細則第7条（遵守事項）に定める事項を遵守しない場合。
- 五 前各号に準ずると理事会が判断した場合。

3 前項各号に該当する場合は、使用開始以降でも、理事会又は管理受託者は使用中止を命ずることができる。

（使用時間）

第4条 来客用駐車場の連続使用は12時間までとする。

2 理事会は、使用時間に関して延長等の変更が必要であると判断した場合は、時間を変更することができる。

（使用の申込み手続き等）

第5条 管理組合は、使用当日、先着順により来客用駐車場の使用申込みを受付けるものとする。

2 使用責任者は、管理事務室にて専用の台帳に必要事項を記入し、使用許可証を受け取り、車輛フロント部分に掲示するものとする。

3 使用責任者は、使用后、速やかに使用許可証を管理事務室へ返却すること。

(使用料)

第6条 来客用駐車場の使用料は無償とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は来客用駐車場の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 使用者は、来客用駐車場の駐車可能な寸法を予め確認の上、規約、使用細則等及び総会の決議に従い、近隣あるいは他の区分所有者等に迷惑をかけることのないよう使用すること。
- 二 使用申込書に記載した開始時刻、終了時刻を遵守し、使用目的と異なる使用をしないこと。
- 三 使用者は、使用中に盗難・紛失・事故等の発生がないよう十分に注意し、発生の際は自己の責任において対処するものとし、管理組合及び管理受託者は一切その責任を負わないものとする。
- 四 使用者が施設の使用にあたり駐車場又はその附属施設に損害を与えた場合は、使用者は責任をもって処理解決すること。
- 五 その他管理組合及び管理受託者の指示に従うこと。

(違反者に対する措置)

第8条 理事会又は管理受託者は、使用者が本細則に違反したとき又は違反する恐れのあるときは、当該使用者に対しその使用を中止させることができる。

2 管理組合は、使用責任者又は使用者が規約及び本細則に違反した場合又は管理組合若しくは管理受託者の注意に従わない場合は、理事会において1年以内の期間を定め、使用禁止にすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用責任者は、使用者の使用を原因として、来客用駐車場又はマンションの共用部分において、建物及び備品等を損壊・破損・損傷・汚損又は備品等の紛失をしたときは、ただちに管理事務室に報告するものとする。

2 前項に該当する場合、管理組合の指定する業者にて補修・復旧することとし、原則として使用責任者又は当該使用者は、補修費等の費用を負担するものとする。

(細則の改廃等)

第10条 本細則の改廃は、総会の決議による。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

附 則

(細則の発効)

第1条 本細則は、規約が発効する日から効力を発する。

ペアレントサロン兼集会室・キッズルーム使用細則